○厚生労働省告示第三百五十四号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十四条の二の二第二項第六号の規定に基づき、労働基準法施行規則第二十四条の二の二第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務（平成九年労働省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成十六年一月一日から適用する。

平成十五年十月二十二日

厚生労働大臣　坂口　力

第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学における教授研究の業務（主として研究に従事するものに限る。）